

1、 相談体制の整備

(1) 行政の支援施策にひとり親がつかない

【参考例】 しんぐるまざあず・ふぉーらむの実践

アクセスの第一段階

ホームページからメールマガジン会員登録は、最低限の「氏名」「メールアドレス」「生年月日」「都道府県」「離婚、未婚・非婚、死別、別居中など」「今悩んでいること」とし、住所等は聞かず、ハードルを下げる。現在、日々1~4人くらいの登録があるが、サイトを運営しこの数を増加させることはある程度コントロールできる。現在2000人を越える会員数。

アクセスの第二段階

メルマガを通じ、親子のイベント、食の支援（フードフォーキッズ・240世帯）、電話相談、グループ相談会（ほっとサロン、ママカフェ）、セミナー、就労支援など様々な情報を提供し、様々なインターフェイスにより、アクセスしてもらい、具体的な支援による信頼関係を少しずつつくっていく。同時にもう少し踏み込んだ個人情報を知ることにも同意してもらう。その情報は顧客管理のクラウドシステムで相互にリンクさせる。その人についての全体像を知ることができるようになる。相談のハードルを下げ、相談により問題解決につながるができる。

グループ相談会のルール

**参考：グループ相談会の安心安全のルール**

1. 呼ばれたい名前を名乗る。下の名前、学生時代のあだ名、ニックネームなど。
2. ここで聞いたことは外では話さない。
3. 話したくないことは話さなくていい。
4. 時間はみんなでシェアする。
5. ほかの人の話を批判したり遮ったりしない。

この場が終わったあと、宗教、政治、ビジネスにこの場の関係を利用しない。

ファシリテーターはトレーニングを受けたひとり親

相談活動などから見えるのは

行政の支援から漏れてしまっている人がかなりいる。「困っていても相談できない」というのは、「なにかで排除されてしまったと感じていて相談したくない」「解決が見込めないと思っている」などがあると感じる。

その理由の例

- ・別居中で児童扶養手当が支給対象外のために支援対象者からはずれている（生活は困窮）
- ・母の病気等により障害年金受給と同時に児童扶養手当の対象外となる。
- ・親の所得が高いため児童扶養手当の受給対象外となっている。
- ・男性との交際で事実婚と通報・疑念をもたれて支給停止となりその後行政には近寄らない。
- ・子どもが18歳以上になったが、生活困窮が続いている。
- ・行政と対立しクレーム扱いを受けているため支援が届かない。（いい利用者／悪い利用者）
- ・虐待の通報をされてしまったなどでショックを受け、公的機関への相談をしなくなる。
- ・若いママで支援から距離がある。
- ・男性への依存のほうが魅力的に見える。

### 【提案】

#### ① メルマガ。‘LINE などによる情報発信で大きく網をかけていく。

児童扶養手当受給者以外の方にも届くようなものが必要。

現在、自治体ごとに発信を行っているところが多く、ハードル少なく登録ができるものが多い。事務負担等を東京都が負担できる仕組みがあれば、各自治体でできるようになるのではないかと。ITによってできることはある。ただ、LINE 相談についてはあまり効率がよくない印象。

Bot などではあるのではないかと。

#### ② 児童扶養手当受給者への働きかけによる相談活動（現況届、申請時などにいやな思いをさせない、つながれる対応）

事実婚の審査などの改善。

#### ③ 若年母子には、美容系を利用するのは有効。キラキラ感、楽しいもの。メイク講座等は参加者がかなり若い人、高校中退ママなども参加する。美は人を元気にする。

#### ④ 多様な接触。親子の交流イベント。ママカフェ、ほっとサロンなどの交流の場。安心安全のルール。ひとりずつ好みがあるが、いくつかの選択肢を通じさまざまな接触（インターフェイス）を通じて、個人情報に配慮しつつ、情報共有ができるようなもの、をつくる必要がある。

## (2) 面会交流の未実施

面会交流ができない理由とは何なのか精査したい

DV等の被害があっても面前DVを阻害理由には認めない傾向が支援団体にあり、苦慮している。

## 2、 就業支援

### (1) 就労状況の不安定

子どもが小さいときに無理をして働くことは困難。

ではいつごろならばキャリアアップできるのか。

ライフプランを一緒に立てていくことが必要。

またキャリア形成の前のエンパワメントが必要。

就労相談を受けていくことの重要性。

## 3、 子育て支援・生活の場の整備

### (1) 仕事と子育ての両立困難

行政ができる環境整備としては必要度が高く、のびしろもある。

ファミリーサポートセンターの利用の一定所得層以下の減免措置

ひとり親ホームヘルプサービス事業が一時的な疾病等の利用に限られているところを拡大すること。

単価が低く事業者があまり手をあげないということも聞いている。

ファミサポ、ひとり親ホームヘルプサービスによりつながれる人もいるだろう。

例：清瀬市 子育て支援ネットワークピッコロは年間1000件のホームヘルプサービスを行っている。なぜ清瀬市ではできているのか。

### (2) 住まいに関する不安

神戸市は住宅補助制度を開始しており、成果をあげている。

## 4、 経済的支援

### ○児童育成手当の支給回数について

児童扶養手当の隔月支給が2019年11月から開始される。家計管理が困難な家庭が多いという声を受けての施策である。

この結果、児童扶養手当（1月、3月、5月、7月、9月、11月）

児童手当・児童育成手当（2月、6月、10月）

が支給月となるため（年6回は一定歓迎しつつ）

どちらも支給がない月が、4月、8月、12月となる。

4月、8月、12月はいわゆるもの入りの月であり、今後困難が予想される。

そこで、児童育成手当の支給回数を偶数月年に6回とすることはできないか。

#### ○養育費について

養育費算定表の改訂、民事執行法制の改正の内容、民間事業者の利用などの周知が必要。

#### 5、 そのほかの課題

##### ○民間支援の把握や協議の必要

東京都内で行われている子どもの貧困と絡む、民間支援の全体像を把握する必要があるのではないか。

子ども食堂、（利用者はひとり親が多いのではないか）

フードパントリー、（セカンドハーベスト・ジャパンは、児童扶養手当証書があれば紹介状なしで利用可）

学習支援（さまざまな対象者がある）

民間シェアハウス、住宅支援